

港区立男女平等参画センター
2021年度 助成事業 応募要項

1 目的

この事業は、港区において男女平等参画を推進するために、港区立男女平等参画センター（リーブラ）が、区民・団体の事業を支援するために助成金を交付し、協働して男女平等参画社会の実現を図ることを目的とします。

2 募集する事業の要件

下記のすべてを満たした企画が申請できます。

- 1 2021年4月から2022年2月までの間に完了するもの
- 2 区における男女平等参画社会の実現に取り組む自主的な活動であること
- 3 下記※事業テーマに該当し、港区の男女平等参画社会の実現に進展が期待されるもの
- 4 助成金の交付を受けなければ、実施が困難であると認められるもの
- 5 広く区民に開かれ、成果が公表されるもの
- 6 本助成事業以外の補助金、助成金制度を重複して利用していないもの

※事業テーマ

1. 性別、性的指向及び性自認による差別の解消
2. 女性活躍推進・働き方改革
3. 男性の男女平等参画推進
4. ワーク・ライフ・バランス、多様な生き方
5. 地域のネットワーク、まちづくり
6. 配偶者等からの暴力防止
7. 区内の男女平等参画の調査・研究・分析
8. 上記以外の男女平等参画に関するテーマ

3 申請の条件

助成金は、前項2（募集する事業の要件）を満たし、かつ以下の表内で○印のついた条件のいずれかを満たす方が申請できます。

		ホップ (団体のみ)	ステップ (団体/個人)	ジャンプ (団体/個人)
1	区内に在住・在勤・在学の個人		○	○
2	区内に事務所がある団体・機関	○	○	○
3	港区内を活動地域とする団体・機関	○	○	○
4	前各号に掲げるもののほか、区内で助成対象事業を行う個人又は団体	○	○	○
5	区内の男女平等参画推進に関する諸問題を調査研究の対象とする高等教育機関およびそれに所属する教職員の小規模クラス（いわゆるゼミナール）			○

【選考対象外となる場合】

- (ア) 事業内容が何らかの形で、政治活動、宗教の布教、営利を目的とした活動に関わっている場合
(参加費の徴収は 1人/1回あたり1,000円以下とし、営利を目的としないこととします)
- (イ) この事業で、複数のタイプに同時に応募した場合
- (ウ) 区内、又は区外で公序良俗に反する主旨の主張や、活動の企画、実施などを行う団体と認められる場合
- (エ) 男女平等参画の推進に逆行する活動を、区内、又は区外で主張、企画、実施などをする団体と認められる場合
- (オ) 「港区暴力団排除条例」(平成26年4月1日施行)第12条に該当すると判断できる内容を伴う場合
 - なお、選定後に上記に該当することが判明した場合は、結果を無効とし、交付済の助成金を速やかに全額返還していただきます。

4 助成する経費

この事業にかかる経費のうち、次に掲げるものを助成の対象とします。

- (1) 報償費・人件費 講師謝礼金、原稿料、アルバイト代(事業に対する団体外の人件費)など
- (2) 旅費・交通費 交通費、宿泊費(当該団体等の旅費で領収書、レシート等があるもの)など
- (3) 消耗品費 事務用品代、印刷代、図書購入費など
- (4) 通信運搬費 郵送料、運送費用、インターネット使用料など
- (5) 委託料 デザイン費(チラシ・ヘッダー等広報のためのデザイン)、調査費、研究費など
- (6) 会場使用料 会場使用料、資機材の賃借料、オンラインツール使用料など
- (7) 一時保育費用
- (8) 手話通訳費用

※ 助成経費に含まれない経費は、以下の通りです。

- (ア) 団体所属メンバーの本事業実施にかかる報償費・人件費
- (イ) 団体の事務所等を運営するための賃借料、備品代、光熱水費、電話代、経常的な活動経費、交流・会合等の飲食費、インターネット使用料、デザイン費、オンラインツール使用料
- (ウ) 領収書、レシートなど経費を証明する書類のない諸経費
- (エ) リーブラ内で実施する場合の会場使用料(リーブラ内施設は無料で使用可)

5 助成金額

	ホップ	ステップ	ジャンプ
助成金額	100,000円	70,000円	300,000円
支払時期	企画実施後		企画実施前

- ※ 全てのタイプで一時保育や手話通訳の謝礼が含まれます。
- ※ 表記金額は税込で、助成可能な最大の金額です。
- ※ 審査の結果決定する助成金額は、上記金額を下回ることがあります。
- ※ (ジャンプタイプは) 事業実施後、助成金額が余った場合には返還の手続きを行います。

6 本事業の流れ

● 申請

【場所】 港区立男女平等参画センター

【期間】 2020年10月19日（月） ～ 11月19日（木） 【必着】

【書類】 申請書（申請者情報、実施企画書、事業経費計画書）一式

【方法】 以下のいずれかの方法でご提出ください。

下記以外および申請期間外の提出は受理できません。

1	直接持参	リーブラ・2階受付窓口まで（開館時間中）
2	郵送	〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦 2階 港区立男女平等参画センター 助成事業担当 行

【提出時の注意点】

- ▶ 申請書類は返却いたしません。提出後に書類内容の確認のために連絡をすることがあります。控えやデータを保管しておいてください。
- ▶ システムトラブルや配達遅延等により郵送物の確認ができなかった場合でも期限を過ぎた場合は受理できません。時間に余裕を持ってご提出ください。

● 選考

【一次選考】	提出書類による書類選考（リーブラ事務局にて実施） 選考結果を全申請者に連絡します。一次選考を通過された方には、二次選考の通知を同封いたします。11月末日頃までに通知が届かない場合は、リーブラ事務局へご連絡ください。
【二次選考】	質疑応答（ヒアリング） 2020年12月13日（日）・午後開催 提出書類の内容に関して審査委員からの質問にお答えいただきます。書類選考を通った一次選考通過者は必ずご参加ください。欠席の場合は不選考となります。
【審査会】 (非公開)	二次選考終了後、審査会にて採用企画を決定します。 (1) 審査会は、学識経験者・港区職員・リーブラ職員などで構成します。 (2) 審査をもって助成予定額、実施条件の付与などを決定します。
【結果通知】	2021年1月中旬頃までに申請者宛に郵送します。

● 事業の実施

- ・ 各採用企画には、リーブラの事業コーディネーターが担当に付き、サポートします。

● 精算

- ・ 事業実施後、速やかに実施報告書と実施にかかった経費を証明するレシートと領収書等をリーブラへ提出します。
 - 【ホップ・ステップ】 検収作業完了翌月末に、指定口座へ助成金を支払います。
 - 【ジャンプ】 検収作業完了後、残金がある場合はリーブラに助成金を返還いただきます。
- ・ 参加費等の収入の総額が、支出を上回る場合、以下の手続きを行います。
 - 【ホップ・ステップ】 支出を上回った金額分を差し引いた金額が助成額となります。

【ジャンプ】リーブラへの金額の返還の手続きを行います。

● 事業完了後

- ・ 実施者には、助成事業実施報告会への出席、港区立男女平等参画センター利用者懇談会での報告発表、男女平等参画フェスタ in リーブラへの出展などの事業に参画していただく場合があります。

7 備考

- ・ 申請は、1 団体・個人につき、1 件までです。
- ・ 助成できる金額は、申請者の助成希望額を下回ることがあります。
- ・ 決定内容に反した場合、助成金額の全部または一部を取り消すことがあります。その場合は、すでに交付済の助成金に所定の利息をつけて返還を請求することがあります。
- ・ 事業を実施するにあたり広報物には、「2021 年度 港区立男女平等参画センター助成事業」と明記してください。
- ・ 本事業の成果物は、港区およびリーブラが無償で使用できるものとします。なお、調査・研究の成果物については、著作権や著作者人格権は、事業実施者に帰属しますが、港区およびリーブラは当該成果物の使用权を有するものとします。

付 則

この要項は、2020 年 9 月 11 日から運用を開始する。

様式（省略）

以 上